

厚木市で、新しいビジネスを始めませんか？

創業者支援利子補給金

創業のために必要な融資を日本政策金融公庫から受け、厚木市で開業した方に、利子補給を実施します。

対象となる方 (次に掲げる要件をすべて満たす方)

- 厚木市内で開業し、営業を継続している方
- 創業のために必要な融資を日本政策金融公庫から受けている方
- 融資実行日の前後6月以内の開業している方
- 市税を完納している方

補給金の額

支払済利子（延滞に係る利子を除く。）の1/2
（6箇月10万円を限度、1,000円未満切り捨て）



厚木市マスコットキャラクター

あゆりちゃん

対象期間

融資実行月から24箇月

申請の手続き

6箇月ごとの申請となります。
6箇月分の利子を支払った後、その翌月末日までに、申請書等を産業振興課へ提出してください。

(裏面もご覧ください)

申請書等

- 厚木市創業者支援利子補給金交付申請書 ☆
- 市税納税証明書
- 役員等氏名一覧表 ☆
- 日本政策金融公庫が作成した償還予定表の写しと利子支払証明書
- 市内での開業を証する書類の写し
- 請求書（交付決定後） ☆
(☆...厚木市ホームページからダウンロードできます。)

利子補給金の交付

利子補給金の交付を決定したときは交付決定通知書でお知らせします。
利子補給金をご指定の口座へ振り込みます。
なお、申請から交付まで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

(参考)神奈川県中小企業制度融資の創業支援融資

神奈川県の創業支援融資の利用者の方は、別途に厚木市の利子補給制度が利用できます。対象となる方には、毎年12月頃に産業振興課から申請書等をお送りします。

厚木市は、ほかにも
「あつぎ起業スクール」や「相談サポート」
などで、創業者の方を応援しています！
詳しくはお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ】

厚木市 産業振興部 産業振興課 産業振興係

電話 046-225-2832

FAX 046-223-7875

Eメール 3900@city.atsugi.kanagawa.jp